



JASDAQ

平成 22 年 11 月 16 日

各 位

会 社 名 IMV株式会社  
代表者名 代表取締役社長 岡本 二郎  
(JASDAQ・コード7760)  
問合せ先  
役職・氏名 執行役員経営企画本部長 桂井 徹  
電話 06-6478-2565

### 定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 11 月 16 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 22 年 12 月 22 日開催予定の第 64 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、会社法第 2 条第 6 号に定める大会社には該当しておりませんが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、また、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」の規定を受け、監査役会および会計監査人を設置することとし、当社現行定款第 4 条（機関）および第 5 章の章題を変更し、第 6 章「会計監査人」を新設するものであります。
- (2) その他、上記変更に伴う必要な修正、章数、条数の繰り下げ等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

取締役会決議	平成 22 年 11 月 16 日
株主総会開催日	平成 22 年 12 月 22 日
効力発生日	平成 22 年 12 月 22 日

以 上

(別紙)

(下線\_は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新設&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新設&gt;</p> <p>第5章 監査役</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新設&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新設&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新設&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新設&gt;</p> <p style="padding-left: 40px;">&lt;新設&gt;</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5章 監査役<u>および監査役会</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(常勤の監査役)</u></p> <p><u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(監査役会の招集通知)</u></p> <p><u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第36条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第37条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p style="padding-left: 40px;"><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第38条 監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第<u>34</u>条～第<u>35</u>条（省略）</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>第<u>6</u>章 計 算</p> <p>第<u>36</u>条～第<u>39</u>条（省略）</p>	<p>第<u>39</u>条～第<u>40</u>条（現行どおり）</p> <p>第<u>6</u>章 <u>会計監査人</u></p> <p><u>(会計監査人の設置)</u></p> <p>第<u>41</u>条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p> <p><u>(会計監査人の選任方法)</u></p> <p>第<u>42</u>条 <u>当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>(会計監査人の任期)</u></p> <p>第<u>43</u>条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2 <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p><u>(会計監査人の報酬等)</u></p> <p>第<u>44</u>条 <u>会計監査人の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p>第<u>7</u>章 計 算</p> <p>第<u>45</u>条～第<u>48</u>条（現行どおり）</p>